

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第5回）

令和5年3月31日
株式会社 ナルミヤ

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、引き続きノー残業デーを月2日間設定し、着実に実施する。（第2、第4の水曜日）

〈対策〉

- ・ノー残業デーの日の残業時間データを業務報告会（資料）にて周知
- ・所定労働時間の状況を四半期ごとに管理職へ業務報告会（資料）にて周知

目標2：令和8年3月までに、社員の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。
（現状：社員は9.4日（見込）、パートは99%取得（見込））

〈対策〉

- ・一斉有給日の設定（年間5日）
- ・社員の年次有給取得率を四半期ごとに業務報告会（資料）にて周知